

## 「西大竹から堀川へ続く『桜並木』保全活用指針

(平成22年2月15日策定)

(趣旨)

- 1 この指針は、秦野市景観まちづくり条例（平成17年秦野市条例第26号。）第20条に規定する保全活用指針とする。

(名称)

- 2 この指針の名称は、「西大竹から堀川へ続く『桜並木』保全活用指針」とする。

(対象となる地域景観拠点)

- 3 この指針の対象となる地域景観拠点は、「西大竹から堀川へ続く『桜並木』」（登録番号南-2、平成20年11月1日登録）とする。

(保全活用のための目標及び方針)

- 4 この指針の対象となる地域景観拠点の周辺には、桜の名所や歴史ある建物が点在し、これらの調和を図りつつ、南地区を「桜のある地区（まち）」として保全活用していくことを目標及び方針とする。

(保全活用方法)

- 5 地域景観拠点の保全のため、次に掲げるものを配慮事項とする。
  - (1) 建築行為等に係る桜並木の伐採は原則行わない。やむを得ず伐採する場合には、移植又は代替植樹等により連続した桜並木の景観を維持する。
  - (2) 沿道の屋外広告物については、彩度の高い色彩の使用は避けるものとする。
- 6 地域景観拠点の活用のため、次に掲げるものを推進事項とする。
  - (1) 周辺の観光資源やハイキングコースとの連携により、地域景観拠点の積極的な周知に努める。
  - (2) 小学校、地域住民及び市民活動団体等との連携により、桜並木周辺の清掃活動や維持保全活動を通し、協働による景観まちづくりに努める。

(雑則)

- 7 この指針は、運用に伴い、必要な部分を適宜見直すものとする。
- 8 この指針の策定等に係る事務は、景観まちづくり主管課において処理する。